

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成29年11月12日 13時30分ごろ
発生場所	明石海峡大橋の南側橋脚付近 江崎灯台から真方位074° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 36.8′ 東経135° 01.2′)
事故の概要	プレジャーボート日出丸は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成29年12月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 日出丸、1.1トン HG3-37819（漁船登録番号）、個人所有 第260-43533号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関及び巻揚げローラに濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮流 西北西流約3.7ノット（明石海峡）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、明石海峡大橋の南側橋脚付近で船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊し、潮流により西方に圧流されながら、船長及び同乗者2人が釣りを行っていた。</p> <p>本船は、船長が、西方に「波高約1mの波頭が白くなっている激潮域」（以下「本件激潮域」という。）を認め、東方に移動しようと思っていたところ、同乗者1人の釣り具に魚が掛かり、魚が釣り上げられるまで漂泊を続けて圧流され、本件激潮域に入った。</p> <p>本船は、船長が本件激潮域から離れようとして機関を前進とした直後、波高約1mの波を船尾に受けて持ち上げられ、船首が海面に突っ込んだ状態になり、船首から海水が流入して右舷側に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、右舷側に落水した後、転覆した本船の船底に上がって救助を待っていたところ、付近で本事故を目撃したプレジャーボート1隻に救助された。</p> <p>本船は、本事故の発生を知って来援した仲間の船により、兵庫県淡路市岩屋港までえい航された。</p> <p>本船は、本事故当時、海面から船縁^{ふなべり}頂部までの高さが約50cmであった。</p> <p>船長及び同乗者2人は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本件激潮域を認めた際、本船が本件激潮域に入る前に釣り</p>

	を中止して移動するべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、明石大橋の南側橋脚付近で漂泊中、本件激潮域に向けて圧流されている状況下、船長が漂泊を続けたことから、本件激潮域に入り、波高約1mの波を船尾に受けて持ち上げられ、船首から海水が流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、明石大橋橋脚付近で漂泊中、本件激潮域に向けて圧流されている状況下、船長が漂泊を続けたため、本件激潮域に入り、波高約1mの波を船尾に受けて持ち上げられ、船首から海水が流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の操縦者は、周囲よりも波高が高かったり、波頭が白くなったりしている水域を認めた際には、速やかにその水域から離れること。